



## 軽自動車税種別割のお知らせ

※税制改正法案の成立により、『軽自動車税種別割』は【軽自動車税】に名称変更される可能性があります。

### 軽自動車・原動機付自転車・小型特殊自動車等の手続きについて

- ★軽自動車・原動機付自転車・小型特殊自動車等の登録・変更・抹消手続きはお済みですか。  
「廃車した、引っ越しして住所が変わった、他の人に譲った」などの場合は抹消・変更手続きが必要です。
- ★軽自動車税種別割は4月1日現在の所有（使用）者に課税されます。4月2日以降に廃車されても税金はお返しできません。
- ★乗用装置のあるトラクター・コンバインなどの農耕作業用車両およびフォークリフト等の小型特殊自動車は、公道走行の有無や新車・中古車にかかわらず、軽自動車税種別割の課税対象となります。
- ※所有する車両について、ナンバープレートの取得がお済みでない方は、登録手続きにお越しください。

車種区分	届出先	届出に必要なもの	
一般原動機付自転車 (総排気量125cc以下、 定格出力1kw以下) 新基準原動機付自転車 (総排気量125cc以下 かつ最高出力4kw以下) 特定小型原動機付自転車 小型特殊自動車	阿南市または 新住所地の市区町村役場	登録	●車台番号の確認できる資料 (廃車証明書、車台番号の石ずり等) ●販売証明書または譲渡証明書 ●届出人の本人確認書類 ※新基準原付については 市ホームページをご覧ください。
		廃車	●ナンバープレート ●届出人の本人確認書類
三輪・四輪の軽自動車	新住所地の軽自動車協会 ※県内は徳島県軽自動車協会 ☎088-641-2010	左記の軽自動車協会へお問い合わせください。	
軽二輪 (総排気量125cc超250cc以下) 二輪の小型自動車 (総排気量250cc超)	新住所地の運輸事務所 ※県内は徳島運輸支局 ☎050-5540-2074	左記の運輸事務所へお問い合わせください。	

### 軽自動車税種別割の税額について

- ★軽自動車等の種類、排気量、初度検査年月日、経過年数、燃費性能などにより定められています。
- 平成25年3月以前に初度検査を受けた三輪・四輪の軽自動車は、令和8年度から重課の対象となります（自動車検査証に記載している初度検査年月日にご留意ください）。  
(注意)天然ガス車、電気自動車、ガソリンハイブリット軽自動車および被けん引車等、一部対象外となる車両があります。
- 平成27年4月1日以降に新車登録した三輪・四輪の軽自動車は、平成27年3月31日までに新車登録した車両と税額が異なります。
- 環境性能基準対象車両のうち、令和7年4月1日から令和8年3月31日までに新車登録された車両は、令和8年度のみグリーン化特例による税額が適用されます。
- ※詳しい税額等は、市ホームページをご覧ください。

### 軽自動車税種別割の減免について

- ★身体障がい者等が所有する軽自動車について、一定要件を満たしている場合は、1人につき1台に限り減免できます（普通自動車を所有されている方で、自動車税種別割について減免申請される場合、軽自動車税種別割の減免申請は受付できません）。
- ※毎年度申請が必要です（納期限までに窓口もしくは郵送での提出必要）。
- ※障がいの区分・等級、軽自動車税種別割の納税義務者、利用状況等によっては受付できない場合があります。
- ※申請には、納税義務者の個人番号が必要です。

問い合わせ 税務課諸税係 ☎22-1114